

亀山市告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成29年1月31日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21705
- 3 路線名 東御幸鹿島線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
本町一丁目270番3地先から本町一丁目67番5地内まで	新	74.00	最小	5.00
			最大	15.00